

処 分 基 準 整 理 票

処分名	放置自動車の撤去の命令	
根拠法令名	大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	(条項) 第 1 4 条
基準法令名	大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	(条項) 第 1 4 条
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課	
【処分基準】 ・文書の名称【大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例】 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 【放置自動車の撤去の命令の基準】 放置自動車の撤去の命令は、所有者等が大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 1 3 条に規定する撤去の勧告に従わない場合に行う。		

参考

〔根拠法令〕 〔基準法令〕

大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

第14条 市長は、処理を行う行政機関がない場合等において、前条の規定により勧告を行ったにもかかわらず、所有者等が当該放置自動車を撤去しないときは、その所有者等に対し、期限を定めて、その放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。